

国への退職派遣から幼稚園教育職員に採用される者の給料決定等に関する基準

制定 平成29年3月28日教育長決定要綱第12号

(目的)

第1条 この基準は、幼稚園教育職員の級別資格基準に関する規則（平成12年特別区人事委員会規則第1号。以下「級に関する規則」という。）第5条第2項ただし書ならびに幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則（平成12年品川区教育委員会規則第6号。以下「初任給規則」という。）第8条および第18条の規定に基づき、国への退職派遣から幼稚園教育職員に採用される者（以下「再採用幼稚園教育職員」という。）の給料決定等について必要な事項を定めることを目的とする。

(初任給決定)

第2条 再採用幼稚園教育職員の初任給は、当該再採用幼稚園教育職員が国へ退職派遣をされた日の前日の職務の級の号給から、当該退職派遣に係る期間（以下「退職派遣期間」という。）を引き続き幼稚園教育職員として在職していた期間とみなして、当該再採用幼稚園教育職員の退職派遣期間における勤務成績を考慮の上、級に関する規則および初任給規則を適用して計算し、当該退職派遣から引き続いて幼稚園教育職員に採用される日に受けることとなる職務の級の号給に決定する。

(採用後の昇格及び昇給等)

第3条 前条の規定による採用後の再採用幼稚園教育職員の昇格および昇給等の取扱いについては、退職派遣期間を、幼稚園教育職員として在職した期間とみなして措置するものとする。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。